

# 答 申 書

平成 2 8 年 9 月 2 0 日

隠岐の島町公共料金等審議会

平成 28 年 9 月 20 日

隠岐の島町長 松 田 和 久 様

隠岐の島町公共料金等審議会

会 長 野 村 吉 秀

公共料金の改定について（答申）

平成 28 年 7 月 4 日に諮問のありました公共料金の改定について慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

記

この度の諮問につきましては、簡易水道事業の上水道への統合に伴い健全な企業運営を行うための水道料金の見直しであることを踏まえ、審議会としても総括原価方式や資金収支方式といった料金設定の考え方について示された中で慎重審議した結果、より住民負担の少ない資金収支方式により 20%増の改定を行うことは、企業会計の性質上最低限のものであり致し方ないと判断します。

但し、その改定については、大幅な料金増の影響を考え 2ヶ年での改定とし、また、基本料世帯への配慮を考え、一律改定ではなく「使用量に応じた超過料」に比重を置いた改定とすること。

なお、審議の過程において各委員より次のとおり意見・要望がありましたので申し添えます。

- ① 生活の中で密接な関わりがある公共料金については、それぞれの事業経営財務状況の推移を逐次確認しながら総体的に判断し、適正な料金に定めなければならないことを常に念頭におくこと。
- ② 水道料においては、企業会計等において独立採算で行われるものであり、人口減による収入の減なども考慮し、施設整備、維持管理経費等中長期的な計画が必要である。また、町民に対しては、それぞれの施設運営に関する財務状況等について、積極的な情報提供に努めること。
- ③ 企業会計の安定的運営を図るため経費節減等に努め、安易に料金改定を行うことの無いようにすること。